大阪市立大学数学研究所(英語名 Osaka City University Advanced Mathematical Institute)規程

2003年9月9日理学研究科教授会承認

## (設置および目的)

第1条 大阪市立大学数学研究所(以下、研究所という)を大阪市立大学大学院理学研究科に置く。研究所は、「21世紀COEプログラム」(以下、COEという)を契機として、結び目を焦点とする広角度の数学を研究し、若手研究者を育成することを目的とする。

#### (事業)

- 第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、おおむね次の事業および企画を行う。
  - (1) COE教授の招聘
  - (2) COE上級研究所員の選定
  - (3) COE (無給)研究所員の選定
  - (4)日常的な研究交流の場の提供
  - (5)各種セミナーや国際会議・シンポジウムの企画
  - (6)数学に関する普及事業

#### (組織)

- 第3条 研究所は、次に掲げる構成員(以下、所員という)をもって組織する。
  - (1)所長1名
  - (2)副所長2名
  - (3) COE事業推進担当者
  - (4)数学科教員
  - (5)前条(1)のCOE教授
  - (6)前条(2)のCOE上級研究所員
  - 2 所長はCOEの拠点リーダーをもってこれにあてる。
  - 3 副所長は、所長が任命する。

#### (職務)

- 第4条 所長は、理学研究科長の命を受けて、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督 する。
  - 2 副所長は、所長を補佐し、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督する。
  - 3 所長は副所長2名のうち1名を予め選び、選ばれた副所長は、所長に事故があったとき又は所長が欠けたとき、所長の職務を行う。

#### (運営)

- 第5条 研究所の適切かつ円滑な運営を図るため、常任委員会、運営会議、全体会議ならびに研究推進委員会を置く。
  - 2 常任委員会は、所長・副所長で構成し、研究所の運営に関する事項を検討し、適宜運営会議に提案する。
  - 3 運営会議は、数学科教授およびCOE研究教育活動評価対象者によって構成し、 研究所の運営に関する事項を決定する。
  - 4 所長、常任委員会、運営会議は、所員全員による全体会議を開催して、研究所の 運営に関する意見を聴取することができる。
  - 5 常任委員会は、外部委員を含めた研究推進委員会を構成し、研究所のプロジェクトや将来計画に関する意見を聴取する。

### (ホームページ委員会)

- 第6条 研究所にホームページ委員会を置く。
  - 2 ホームページ委員会は、数学科教員である所員若干名で構成し、次の業務を行う。
- (1)研究所のホームページの立ち上げと管理
- (2) COE事業に関わるデータベースの構築
- (3)前項のデータベースの公開および管理
- (4)その他、ホームページおよびデータベースに関すること

# [イメージ図]

# 数学研究所

